

2016.03.17

東京湾再生アンバサダー制度について

『東京湾再生アンバサダー』の誕生に当たり、制度と運用の方法を以下のように決めます。この文書は、平成 28 年 3 月 17 日開催の東京湾再生官民連携フォーラム企画運営委員会で確認されたものです。本制度は、企画運営委員会で議論し改訂できるものとします。

1. (目的)

東京湾の魅力と東京湾再生の重要性を、機会をとらえてわかりやすく伝えていただくことを目的とします。

2. (名称)

東京湾再生アンバサダー

3. (人数)

若干名

4. (役割)

東京湾再生アンバサダーには、本務に支障のない範囲で、以下の活動を担っていただきます。

- 1) 東京湾再生官民連携フォーラムに関連する重要な公開イベントである「東京湾大感謝祭」へのご出席と、そこでの東京湾の魅力と東京湾再生の重要性の啓発・広報活動（オープニングイベントへの参加・トークショーへの参加など）。
- 2) 東京湾に関連するシンポジウム等へのご参加やご講演。
- 3) その他東京湾再生に関する各種調査活動やイベントへのご参加。
- 4) 随時、ひろく東京湾の魅力と東京湾再生の重要さの啓発・広報。

5. (依頼)

東京湾再生アンバサダーは、頭書の目的にふさわしい方に依頼します。

東京湾再生アンバサダー就任のお願いは、東京湾再生官民連携フォーラムの企画運営委員会の承認のもと、東京湾再生官民連携フォーラム議長が就任の依頼を行います。

6. (任期)

任期は就任頂いた日から原則 2 年としますが、その都度延長ができるものとします。委細は依頼時の協議に依ります。

7. (経費負担)

東京湾再生アンバサダーの活動は、基本的に、無償のボランティア的な活動となります。ただし、事情がある場合には東京湾再生官民連携フォーラム事務局にご相談ください。

8. (退任等)

東京湾再生アンバサダー、もしくは東京湾再生官民連携フォーラムの申し出により、退任の協議ができることとします。

以上